

常陸大宮市自転車の安全な利用の促進に関する条例（案）概要

背景

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代にとって手軽に利用できる乗り物ですが、一方で、自転車の運転により生じる事故は、誰もが被害者又は加害者になる危険性を有しています。さらに、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の走行が社会問題になってきており、自転車の安全な利用に関する対策が求められています。

こうしたことから、自転車の安全な利用を促進するため必要な事項を条例で定め、自転車による事故を未然に防止するとともに、事故被害の軽減等を図ることとします。

条例の骨子

1 責務

市、自転車利用者、保護者、関係団体、自転車販売業者、事業者及び学校の長に対する責務規定を設けます。

（1）市の責務

この条例の目的を達成するため、次の施策を実施します。

- ア 自転車の安全な利用に関する教育及び意識の啓発
- イ 乗車用ヘルメットの着用及び反射材等交通事故防止のための器具の利用の促進
- ウ 自転車の安全な利用に関する活動の支援
- エ 自転車の安全な利用に関する事業の推進
- オ 自転車の定期的な点検整備の促進

（2）自転車利用者の責務

- ア 道路交通法等の関係法令の遵守及び自転車の安全で適正な利用
- イ 乗車用ヘルメットの着用及び反射材等交通事故防止のための器具の利用
- ウ 市、警察、関係団体及び事業者が行う自転車の安全な利用に関する事業への参加
- エ 自転車の点検整備

（3）保護者の責務

- ア 子に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育の実施
- イ 子に対し、乗車用ヘルメットの着用及び反射材等交通事故防止のための器具の利用の促進

（4）関係団体の責務

- ア 自転車の安全な利用に関する意識の啓発
- イ 市及び警察が実施する自転車の安全な利用に関する施策への協力

（5）自転車販売業者の責務

- ア 自転車を購入しようとする者に対し、自転車利用者の責務の周知
- イ 自転車利用者に対し、自転車の安全な利用、点検整備等に関する適切な助言

(6) 事業者の責務

自転車を利用する従業員に対して、自転車の安全な利用に関する情報提供

(7) 学校の長の責務

児童、生徒等に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発

※ (2)～(7)については、「努める旨」の責務規定

2 市の指導又は助言

市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車が関係する事故を未然に防止する必要があると認めるときは、自転車利用者に対し、指導又は助言をすることとします。

3 自転車損害賠償責任保険等への加入等

(1) 自転車損害賠償責任保険等への加入推奨

自転車事故による被害者の損害を確実に補償するため、次の者に対し自転車損害賠償責任保険等への加入について努力義務規定を設けることとします。

ア 自転車利用者（未成年を除く。）

イ 保護者

ウ 事業者

(2) 自転車損害賠償責任保険等への加入確認等

自転車販売業者に対し、自転車を購入しようとする者に、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の意思確認、加入に関する情報提供等について努力義務規定を設けることとします。

4 自転車安全利用の日

自転車の安全な利用について、市民の关心と理解を深めるため、「自転車安全利用の日」を設け、市は自転車安全利用の日の趣旨にふさわしい啓発活動等を行うこととします。

施行期日

令和8年10月1日